

1. 関川流域委員会これまでの取り組み

(1) 河川の整備の考え方が変わりました！

関川流域委員会

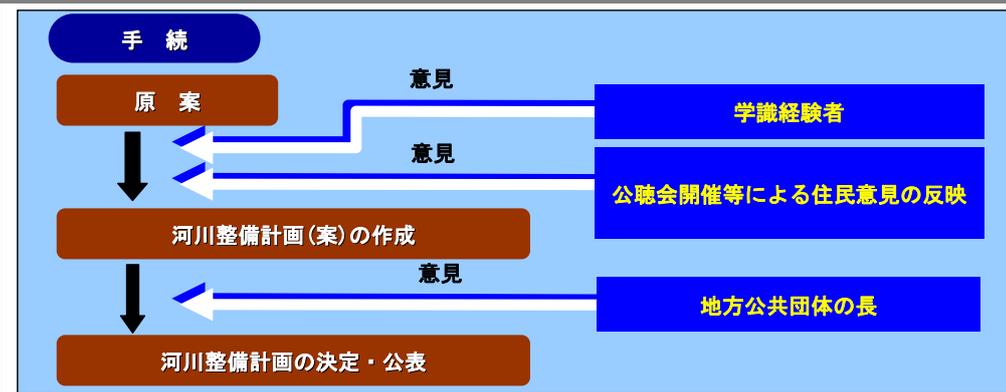
河川の整備の考え方が変わりました！

新しい計画制度(平成9年河川法の大改正)をうけて

河川整備基本方針(内容⇒基本方針,基本高水,計画高水流量等)



河川整備計画(内容⇒河川工事,河川維持内容)



河川工事, 河川の維持

河川基本方針とは？

河川法施行令第10条の2(河川整備基本方針に定める事項)

河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 二 河川の整備の基本となるべき事項
 - イ 基本高水(洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。)並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項
 - ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項
 - ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
 - ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針をつくるときには、

河川法第16条(河川整備基本計画)

河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において「河川の整備」という。)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。

- 2 河川整備基本方針、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土総合開発計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。
- 3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括すると都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、河川審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

河川整備計画とは？

河川法施行令第10条の3(河川整備計画に定める事項)

河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 河川整備計画の目標に関する事項
- 二 河川の整備の実施に関する事項
 - イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川整備計画をつくるときには、

河川法第16条の2(河川整備計画)

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならない。

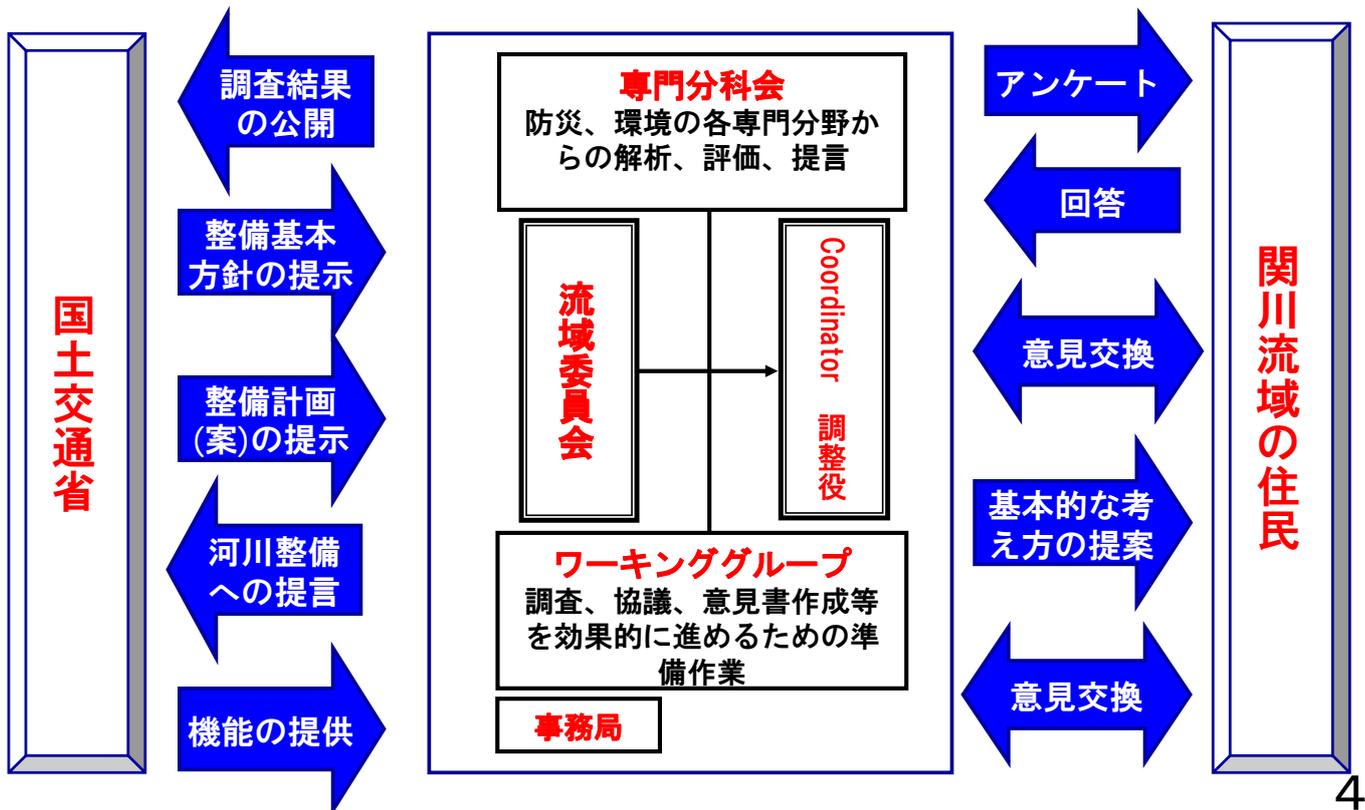
- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあっては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

1. 関川流域委員会これまでの取り組み

(2) 関川流域委員会のあゆみ

関川流域委員会

関川流域委員会の役割



関川流域委員会の活動

◆「関川流域委員会」は

みなさんの意見を聞いて、流域の自然や風土・文化などにふさわしい河川整備をしていくことをめざしています。



「川や水に対する意識調査」実施(H15.10)

自治会長さんへの説明会開催(H16.4, 7)

第1回関川流域フォーラム開催(H17.6)

自治会での車座意見交換会開催(H18.3-7)

川の見学会の実施(H18.8)

ワークショップの開催(H18.8)

第2回関川流域フォーラム開催(H18.10)



どのような調査を行ったか？

【調査内容】

1. 評価構造調査

川をどのように感じ、どう評価しているか？

2. 心理プロセス調査

川に対する知識や関心の高さ、行動の積極性は？影響を与える原因は？

3. 関川流域のクイズ

関川や治水・環境についてどのくらい知っているか？

【調査対象】

流域内 13 市町村 * 59 自治会
(約3,300世帯)、有効回答率:82.4%

*H15.10月時点



地域との対話についてのこれまでの主な取り組み

第1回関川流域フォーラム(平成17年6月11日実施)

関川流域委員会では、平成15年10月に関川流域にお住まいの方に「川や水に対する意識調査」と題したアンケートを実施し、分析を行ってきました。昭和30年代、クレージーキャッツの植木等が言った“わかっちゃいるけど、やめられない”というフレーズが流行ったことがありますが、今回のアンケート結果から、“わかっちゃいるけどやめられない”つまり「頭ではわかっていても、なかなか行動に移せない」ということを裏付けるデータが出てきました。この他、関川流域にお住まいの方々が、川や水に対してどのように感じ考えているのか、川についてどの程度ご存じなのか、関心があるのか、どのように関わりたいのか、関川や治水・環境についてどの程度ご存じなのか等を、データで表しながら、まとめてみました。これらの調査結果を流域の皆さんにご報告し、その内容を相互に理解し、これからの関川の河川整備のあり方について、みなさんと一緒に考えていくことを目的に、関川流域フォーラムを開催しました。

1. 日時 平成17年6月11日(土曜日)13時~17時
2. 場所 上越教育大学 大講堂
3. 参加者 約200人

●特別講演

女優 星野知子さんより「旅で出会った水辺の人々」と題して、世界各国の川との関わりを中心にご講演をいただきました。



●「川や水に対する意識調査」調査報告

関川流域委員会委員より、調査概要、評価構造調査、心理プロセス調査及び関川流域のクイズ結果について、報告を行いました。

●調査報告者

調査概要 : 梅澤 圓了
 評価構造調査 : 小林 正夫
 心理プロセス調査 : 保坂 桂子
 関川流域のクイズ結果 : 横田 清士



●パネルディスカッション

住民意識調査結果報告を足がかりとして、人と川との関わり方、川に対する考え方にちがいや共通点があることを確認し、流域全体にとって好ましい関川の姿を探り、みんなで合意していくために、どのようなプロセスが必要なのか議論しました。

●パネリスト

星野 知子/女優
 西山 俊昭/上越頸城B&G海洋クラブ会長
 堀田 昌英/東京大学大学院助教授
 保坂 桂子/関川流域委員会委員
 上越市景観審議会委員
 能登 優一/高田河川国道事務所長

●コーディネーター

小池 俊雄/関川流域委員会委員長
 東京大学大学院教授



●会場の様子



地域との対話についてのこれまでの主な取り組み

◇地域からの意見聴取を図るため、これまで車座方式意見交換会を実施している。

車座方式意見交換会

実施自治会 20、参加人数232人



地域との対話についてのこれまでの主な取り組み

◇地域からの意見聴取を図るため、川の見学会等を実施しているが、今後も住民参加型協議(ワークショップ)やフォーラムを開催し、地域との対話に努める

川の見学会(平成18年8月19日実施)

- 目的：異なる地域に住む人々が、一緒に川のさまざまな姿を見て話を聞くことで、お互いの地域を知り、理解すること。
- 見学会のテーマ：
 - 「つながり」 川は1本ではなく、広いところから「面」で集まる
 - 「多様性」 「面」の中にある、様々な違い
 - ・上流⇄下流 ・関川⇄保倉川 ・市街地⇄農村
 - ・洪水防止施設⇄親水施設 ・楽しいところ⇄怖いところ など



地域との対話についてのこれまでの主な取り組み

◇地域からの意見聴取を図るため、川の見学会等を実施しているが、今後も住民参加型協議(ワークショップ)やフォーラムを開催し、地域との対話に努める

川のワークショップ(平成18年8月26日実施)

地域の方と流域委員でグループ討議を行い、意見交換を行った。

- 「関川・保倉川の印象と私たちの川づくり」
「関川・保倉川の洪水対策と環境保全」



地域との対話についてのこれまでの主な取り組み

第2回関川流域フォーラム(平成18年10月29日実施)

平成17年6月に開催した関川流域フォーラムでは、流域の皆さん(59自治体約3,000世帯)の協力をいただき「川や水に対する意識調査(アンケート)」(平成15年実施)の結果を報告した。その後、関川流域委員会では、「車座方式住民意見交換会」、「川の見学会」、「ワークショップ(川と地域の勉強会)」を行い、流域住民から、川と水に対する意見、考え方を伺ってきた。その結果、皆さんの貴重なご意見を受けて、関川流域の基本的な考え方「安全で親しみのもてる関川、保倉川を目指して(案)」を取りまとめることができた。開催した「第2回関川流域フォーラム」では、取りまとめた関川流域の基本的な考え方「安全で親しみのもてる関川、保倉川を目指して」を報告し、会場の参加者から満場の拍手で承認された。

1. 日時 平成18年10月29日(日曜日)13時~17時
2. 場所 上越教育大学 大講堂
3. 参加者 約150人

●講演

関川流域委員長 小池俊雄氏より「流域住民が主人公の川づくりを目指して」と題して、社会の変革とともに河川法(河川への考え方等)が変化してきたことや、水害や水利用などの共通する問題に対してアジアの各国で協働して取り組んでいる事例などを紹介し、これからの人口減少社会などの社会変化を見通した、住民主役による、話し合いや協働による川づくりについてお話がありました。



●関川流域委員会の活動報告

関川流域委員より、これまでの関川流域委員会の活動報告を行いました。

●報告者

- ①関川流域委員会について : 梅澤 圓了
- ②関川流域における“川や水に対する意識調査”に関する中間とりまとめ : 横田 清士
- ③車座方式住民意見交換会の実施報告 : 保坂 桂子
- ④川の見学会の実施報告 : 岡森 昭晴
- ⑤ワークショップ(川と地域の勉強会)の実施報告 : 小林 正夫



●関川流域の基本的な考え方の取りまとめ結果発表と承認

「安全で親しみのもてる関川、保倉川を目指して(案)」について、関川流域委員と会場の皆さんで意見交換を行い、「線から面へ、地域のつながりと多様性を踏まえて、住民が主体となる安全で親しみのもてる川づくりを目指す」という基本理念が満場の拍手で承認されました。

